

東淀川区青少年育成推進会議規約

(名 称)

第1条 本会議は、東淀川区青少年育成推進会議（以下「推進会議」という。）と称する。

(事 務 所)

第2条 推進会議の事務所は、東淀川区役所保健福祉課内に置く。また、事務局を保健福祉課が担う。

(目 的)

第3条 推進会議は、子ども、青少年の育成を図るため、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備に向け、大阪市が実施する施策を行政、家庭、学校、地域が一丸となって総合的かつ効果的に推進し、各種事業を通じ区民一人一人の意識高揚を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 「青少年育成区民大会」の開催
- 2 区内青少年の実態把握
- 3 青少年健全育成・非行防止にかかる事業等の検討・支援
- 4 「子ども110番の家」事業の支援
- 5 各種研修会、講習会の開催
- 6 その他、青少年の育成にかかわること

(構 成)

第5条 推進会議は、次の行政機関、事業所、関係機関、学校、次に定める関係各種団体の代表者、推進会議が必要と認めた企業等をもって構成する。

(関係各種団体)

地域振興会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、地域女性団体協議会、青少年指導員連絡協議会、青少年福祉委員連絡協議会、子ども会育成連絡協議会、P T A協議会、人権啓発推進協議会、大阪市人権協会、防犯協会、少年補導協助員、少年捕導員連絡会、保護司会、更生保護女性会、子育てサロン連絡会、各地域活動協議会

〈関係官公署〉

区役所、事業所、警察署、消防署、小学校、中学校、（高等学校）

(委 員)

第6条 推進会議の委員は、前条の関係官公署、関係各種団体、企業等からあらかじめ指名されたものをもって構成する。

(役 員)

第7条 推進会議に次の役員を置く。

会長 1名、副会長 若干名、幹事、会長が必要と認める人数

(職務)

第8条 会長は推進会議を代表し、会議を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 幹事は推進会議の円滑な運営のため関係機関、関係団体などの連絡や調整を行う。

(役員会)

第9条 推進会議に役員会を置く。

- 2 役員会は本会の目的達成に必要な事業の調査、研究を行い、推進会議に報告、進言する。
また、調査、研究のために必要と認められる場合は、役員会へ必要な方に出席の依頼をすることができる。
- 3 役員会は役員をもって構成する。

(任期)

第10条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。欠員により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

(顧問・相談役)

第11条 本会に顧問・相談役をそれぞれ若干名置くことができる。

- 2 顧問・相談役は、推進会議の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問・相談役は、会長の諮問に応じる。

(参与)

第12条 本会に参与を置き、東淀川区長、東淀川警察署長、東淀川消防署長をもつて充てる。

- 2 参与は、推進会議の審議事項について助言する。

(会議)

第13条 会議は必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 附 則 この規約は、平成10年10月14日から施行する。
- 附 則 この規約第2条の改正は、平成19年6月19日から施行する。
- 附 則 この規約第5条の改正は、平成22年6月15日から施行する。
- 附 則 この規約第3条の改正は、平成23年6月21日から施行する。
- 附 則 この規約第2、5、6、7、9、10、12、13条の改正は、平成26年7月14日から施行する。
- 附 則 この規約第4、5、6、8、9、10、11、12、13、14条の改正は、平成28年6月17日から施行する。
- 附 則 この規約第5条の改正は、令和3年7月5日から施行する。